

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二号） 新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

第一条による改正（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号））（抄）

改正後	改正前
<p>(不動産取得税の課税標準の特例) 第七十三条の十四 略</p> <p>2～10 略</p> <p>11 児童福祉法第三十四条の十五第二項の規定により同法第六条の三第九項に規定する家庭的保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する家屋（当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。）の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該家屋の価格の二分の一を参酌して三分の一以上三分の二以下の範囲内において道府県の条例で定める割合に相当する額を価格から控除するものとする。</p> <p>12 児童福祉法第三十四条の十五第二項の規定により同法第六条の三第十一項に規定する居宅訪問型保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する家屋（当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。）の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該家屋の価格の二分の一を参酌して三分の一以上三分の二以下の範囲内において道府県の条例で定める割合に相当する額を価格から控除するものとする。</p> <p>13 児童福祉法第三十四条の十五第二項の規定により同法第六条の三第十</p>	<p>(不動産取得税の課税標準の特例) 第七十三条の十四 略</p> <p>2～10 略</p> <p>11 児童福祉法第三十四条の十五第二項の規定により同法第六条の三第九項に規定する家庭的保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する家屋（当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。）の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該家屋の価格の二分の一に相当する額を価格から控除するものとする。</p> <p>12 児童福祉法第三十四条の十五第二項の規定により同法第六条の三第十一項に規定する居宅訪問型保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する家屋（当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。）の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該家屋の価格の二分の一に相当する額を価格から控除するものとする。</p> <p>13 児童福祉法第三十四条の十五第二項の規定により同法第六条の三第十</p>

二項に規定する事業所内保育事業の認可を得た者が直接当該事業（利用
定員が五人以下であるものに限る。）の用に供する家屋（当該事業の用
以外の用に供されていないものに限る。）の取得に対して課する不動産
取得税の課税標準の算定については、当該家屋の価格の二分の一を参酌
して三分の一以上三分の二以下の範囲内において道府県の条例で定める
割合に相当する額を価格から控除するものとする。

14
略

（変電又は送電施設等に対する固定資産税の課税標準等の特例）

第三百四十九条の三 略

2
2
27
略

28 児童福祉法第三十四条の十五第二項の規定により同法第六条の三第九
項に規定する家庭的保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供す
る家屋及び償却資産（当該事業の用以外の用に供されていないものに限
る。）に対して課する固定資産税の課税標準は、前二条の規定にかかわ
らず、当該家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価
格に二分の一を参酌して三分の一以上三分の二以下の範囲内において市
町村の条例で定める割合（当該償却資産が第三百八十九条の規定の適用
を受ける場合には、二分の一）を乗じて得た額とする。

29 児童福祉法第三十四条の十五第二項の規定により同法第六条の三第十
一項に規定する居宅訪問型保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用
に供する家屋及び償却資産（当該事業の用以外の用に供されていないも
のに限る。）に対して課する固定資産税の課税標準は、前二条の規定に

二項に規定する事業所内保育事業の認可を得た者が直接当該事業（利用
定員が五人以下であるものに限る。）の用に供する家屋（当該事業の用
以外の用に供されていないものに限る。）の取得に対して課する不動産
取得税の課税標準の算定については、当該家屋の価格の二分の一
に相当する額を価格から控除するものとする。

14
略

（変電又は送電施設等に対する固定資産税の課税標準等の特例）

第三百四十九条の三 略

2
2
27
略

28 児童福祉法第三十四条の十五第二項の規定により同法第六条の三第九
項に規定する家庭的保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供す
る家屋及び償却資産（当該事業の用以外の用に供されていないものに限
る。）に対して課する固定資産税の課税標準は、前二条の規定にかかわ
らず、当該家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価
格の二分の一の
額とする。

29 児童福祉法第三十四条の十五第二項の規定により同法第六条の三第十
一項に規定する居宅訪問型保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用
に供する家屋及び償却資産（当該事業の用以外の用に供されていないも
のに限る。）に対して課する固定資産税の課税標準は、前二条の規定に

かかわらず、当該家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に二分の一を参酌して三分の一以上三分の二以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（当該償却資産が第三百八十九条の規定の適用を受ける場合には、二分の一）を乗じて得た額とする。

30 児童福祉法第三十四条の十五第二項の規定により同法第六条の第三十二項に規定する事業所内保育事業の認可を得た者が直接当該事業（利用定員が五人以下であるものに限る。）の用に供する家屋及び償却資産（当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。）に対して課する固定資産税の課税標準は、前二条の規定にかかわらず、当該家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に二分の一を参酌して三分の一以上三分の二以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（当該償却資産が第三百八十九条の規定の適用を受ける場合には、二分の一）を乗じて得た額とする。

附則

（固定資産税等の課税標準の特例）

第十五条 略

2～43 略

44 平成二十九年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの期間（以下この項において「補助開始対象期間」という。）に政府の補助で総務

省令で定めるものを受けた者が児童福祉法第六条の三第十二項に規定す

かかわらず、当該家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の

額とする。

30 児童福祉法第三十四条の十五第二項の規定により同法第六条の第三十二項に規定する事業所内保育事業の認可を得た者が直接当該事業（利用定員が五人以下であるものに限る。）の用に供する家屋及び償却資産（当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。）に対して課する固定資産税の課税標準は、前二条の規定にかかわらず、当該家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の

額とする。

附則

（固定資産税等の課税標準の特例）

第十五条 略

2～43 略

る業務を目的とする同法第五十九条の二第一項に規定する施設（同項の規定による届出がされたものに限る。）のうち当該政府の補助に係るもの（以下この項において「特定事業所内保育施設」という。）の用に供する固定資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、補助開始対象期間内に最初に当該特定事業所内保育施設に係る政府の補助を受けた日（以下この項において「補助開始日」という。）の属する年の翌年の一月一日（補助開始日が一月一日である場合には、同日）を賦課期日とする年度から五年度分（その者がその年度の初日の属する年の一月一日において補助開始日から引き続き当該政府の補助を受けている場合における当該年度分及び補助開始日が一月一日である場合における同日を賦課期日とする年度分に限る。）の固定資産税又は都市計画税に限り、当該固定資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格に二分の一を参酌して三分の一以上三分の二以下の範囲内で市町村の条例で定める割合（当該固定資産が第三百八十九条の規定の適用を受ける場合には、二分の一）を乗じて得た額とする。

45
略

（事業所税）の課税標準の特例

第三十三条 略

2～5
略

6 | 平成二十九年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの期間（以

（事業所税のうち資産割の課税標準の特例）

第三十三条 略

2～5
略

下この項において「補助開始対象期間」という。）に政府の補助で総務省令で定めるものを受けた者が児童福祉法第六条の三第十二項に規定する業務を目的とする同法第五十九条の二第一項に規定する施設（同項の規定による届出がされたものに限る。）のうち当該政府の補助に係るもの（以下この項において「特定事業所内保育施設」という。）に係る事業所等において行う事業に対して課する事業所税のうち資産割又は従業者割の課税標準となるべき事業所床面積又は従業者給与総額の算定については、当該事業が法人の事業である場合にはその者が補助開始対象期間内に最初に当該政府の補助を受けた日（以下この項において「補助開始日」という。）の属する事業年度から当該政府の補助を受けなくなつた日前に終了した事業年度分まで、当該事業が個人の事業である場合にはその者が補助開始日の属する年から当該補助を受けなくなつた日の属する年分の年分までに限り、当該特定事業所内保育施設に係る事業所等に係る事業所床面積又は従業者給与総額（第七百一条の三十四の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において同じ。）から当該特定事業所内保育施設に係る事業所床面積又は従業者給与総額のそれぞれ四分の三に相当する面積又は金額を控除するものとする。この場合において

7|
略

6|
略